

～文化・スポーツなどの活動を行っている皆さんへ～

2019年度（2019年5月号～2020年4月号掲載予定分）

広報こしがやへの会員募集や催し案内の 掲載手続きのご案内

広報こしがやお知らせ版の「お知らせパック～この指とまれ！～」のコーナーには、文化・スポーツなどの活動を行っているクラブやサークルの会員募集（1月号と5月号）や催し案内を掲載することができます。この案内をよくご覧のうえ、必要な手続きを行っていただきますようお願いします。

（問合せ）越谷市広報広聴課広報担当 ☎ 963-9117（直通）

1 掲載できる団体

掲載できる団体は、趣味やスポーツなどを目的に集まり活動するクラブやサークルで、会員が主に市内居住者で構成され、市内で活動しているおおむね5人以上の団体です。

2 掲載基準

以下のものは掲載できません。さらに、掲載意図や内容が不明確なもの、行政広報紙の公共性・公益性を損なう恐れがあるものは掲載できません。

- ① 営利目的（※）の行為、宣伝および広告活動を目的としたもの
- ② 宗教的教宣活動を目的としたもの
- ③ 政治的活動を目的としたもの
- ④ 医療行為等およびそれと誤解されるもの。また、それを広報することを目的とするもの
- ⑤ 個人宣伝を目的としたもの
- ⑥ その他市長が不相当と認めるもの

（※）以下のいずれかに該当する場合は、営利目的と同等とみなし、掲載をお断りする場合があります。

- ・代表者が自ら講師となり、会員から謝礼金を受け取る形式
- ・講師への謝礼金が月会費の多くを占め、会員数に比例して謝礼金支払いが増加する形式

3 掲載手続き

掲載にあたっては、①**団体登録**と②**掲載依頼**の2つの手続きが必要です。

(1) 団体登録手続き

①下記の「団体登録を必要としない団体」以外は、**団体登録が毎年度必要**です。

→団体登録を必要としない団体の方は、5ページの「(2) 掲載依頼手続き」へお進みください。

団体登録を必要としない団体

- ・ 次の①～④に加入している団体に所属しているグループ、サークル、クラブ
 - ①越谷市体育協会
 - ②越谷市レクリエーション協会
 - ③越谷市文化連盟
 - ④越谷市スポーツ少年団
- ・ 次の⑤⑥のグループ、サークル、クラブ
 - ⑤越谷市子ども会育成連絡協議会
 - ⑥老人福祉センター「けやき荘」、「くすのき荘」、「ゆりのき荘」、「ひのき荘」
- ・ ボーイスカウト、ガールスカウトなどの団体

②前年度に登録した団体は**継続登録**、それ以外の団体は**新規登録**をしてください。

【提出書類】

新規登録

- ・ 団体登録申請書（新規） **別紙1** ・ 活動内容がわかる会則（設立趣意書等）
- ・ 会計報告（最新の決算書） ・ 役員および会員名簿

※会員名簿は、会員が主に市内居住者で構成されているかを確認するためのものです。
氏名と併せ、お住まいの市町村は必ず明記してください。

継続登録

- ・ 団体登録申請書（継続） **別紙2** ・ 会計報告（最新の決算書）

*継続登録の場合でも、前年に比べ会則や役員および会員名簿に大きな変更があった場合は再度提出してください

*会費、入場料などを徴収するものは、会計報告の方法や会計担当者を確認させていただく場合があります。また、終了後の決算報告の提出を求める場合もあります

【受付期間】

第1次（2019年2/1～3/29）と第2次（2019年10/1～11/29）の年2回です。受付期間により、下表のとおり「掲載できる月」や「掲載回数」が異なりますのでご注意ください。同一年度内に第1次と第2次の両方の時期に登録を行うことはできません。

団体登録 受付期間	広報紙に掲載できる月		年度内(2019年5月号～2020年4月号)の掲載回数
	会員募集	催し案内	
第1次 (2019年2/1～3/29)	2019年5月号・ 2020年1月号	2019年5月号 ～2020年4月号	「会員募集」と「催し案内」 を合わせ2回(※)まで
第2次 (2019年10/1～ 11/29)	2020年1月号	2020年1月号 ～4月号	「会員募集」と「催し案内」 のどちらか1回のみ

※第1次期間に登録した場合の掲載回数は、①会員募集2回 ②催し案内2回 ③会員募集1回と催し案内1回 のいずれかとなります

【受付時間】 午前8時30分～午後5時15分（土曜・日曜日、祝日を除く）

【受付場所】 広報広聴課窓口（市役所本庁舎2階）にお越してください

(2) 掲載依頼手続き

【提出書類】

- 会員募集 掲載依頼書別紙3と掲載内容記入用紙(会員募集)別紙4
- 催し案内 掲載依頼書別紙3と掲載内容記入用紙(催し案内)別紙5

【受付期間】

会員募集 第1次(2019年2/1~3/30)と第2次(2020年10/1~11/30)の年2回です。

*団体登録を必要としない団体についても、会員募集の提出書類(掲載依頼書と掲載内容記入用紙)の受け付けは第1次と第2次の期間内です(このほかは受け付けできませんのでご注意ください)

催し案内 掲載を希望する月の前々月の末日までに掲載依頼をしてください。

(例:8月号に掲載を希望する場合、6月末日までに掲載依頼が必要です)

*催し物の実施および申込みが月の始め(1日~7日)の場合は、前月号に掲載できるように掲載依頼をしてください。

(例:11月6日に実施する催し物の案内は、11月号ではなく10月号に掲載できるように8月末日までに掲載依頼をしてください)

*催し物の詳細が決まっていない場合でも、決定している範囲を記入して掲載依頼をしてください。その場合、未決定事項は決まりしだい、広報広聴課にご連絡ください

【受付時間】 午前8時30分~午後5時15分(土曜・日曜日、祝日を除く)

【受付場所】 広報広聴課窓口(市役所本庁舎2階)に直接お越しください(FAX、郵送での受け付けはできません)

4 その他

- ・会員募集、催し案内はいずれも市内全域を対象とします。
- ・掲載依頼が多数の場合は、抽選になる場合があります。
- ・会員募集の折り込みは、掲載月（5月号・1月号）を変更する場合があります（変更する場合はお知らせします）。
- ・「お知らせパック～この指とまれ！～」の登録団体は、原則として「ふれあいラウンジ～タウン情報～」(※2)には掲載できません。

※2「ふれあいラウンジ～タウン情報～」とは、福祉・健康・衣食住などに関して、学校や民間施設・団体などが行うイベントなどを掲載するコーナーです。広報紙の掲載枠には限りがあるため、原稿の掲載をすべて約束できるものではありません

- ・団体登録を必要としない団体が年度内（2019年5月号～2020年4月号）に掲載できる回数は、下表のとおり会員募集と催し案内を合わせ2回までです。

	会員募集	催し案内	年度内の掲載回数
広報紙に掲載できる月	2019年5月号・ 2020年1月号	2019年5月号 ～2020年4月号	「会員募集」と「催し案内」を 合わせ2回(※)まで

※掲載回数は、①会員募集2回 ②催し案内2回 ③会員募集1回と催し案内1回のいずれかとなります